

令和３年 第６回

教育委員会定例会会議録

とき 令和３年５月２５日

品川区教育委員会

令和3年第6回教育委員会定例会

日 時 令和3年5月25日(火) 開会：午後2時
閉会：午後3時3分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 有馬 勝
学 務 課 長 勝亦 隆一
指 導 課 長 工藤 和志
教育総合支援センター長 矢部 洋一
品川図書館長 吉田 義信
学校施設担当課長 小林 道夫
統括指導主事 唐澤 好彦
統括指導主事 丸谷 大輔

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 稲生 彩夏
書 記 根本 亮佑

傍 聴 人 数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

第 36 号議案 区固有教員の任免等について（産育代替・任用）

第 37 号議案 幼稚園教育職員の任免等について（普通退職）

協 議 事 項 令和 3 年度教育委員会事務事業概要について

報 告 事 項 区立学校版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）について

そ の 他 令和 3 年 7 月行事予定について

【教育長】 ただいまから、令和3年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には菅谷教育長職務代理者、海沼委員を御指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますのでお知らせいたします。

本日の会議の持ち方について、お諮りしたいと思います。日程第1、第36号議案、区固有教員の任免等について（産育代替・任用）。日程第1、第37号議案、幼稚園教育職員の任免等について（普通退職）。この2つの会議の持ち方についてお諮りしたいと思います。本件は、人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして、非公開の会議といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認めまして、本件につきましては、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第2、協議事項、令和3年度教育委員会事務事業概要についての説明をお願いいたします。

教育次長。

【教育次長】 それでは、事務事業概要について御説明をさせていただきます。ピンク色の表紙の事務事業概要、こちらを御覧ください。令和3年度と記載してございます。1枚おめくりいただきますと、目次ということで、教育目標のほか各課の索引ということになっております。

さらに1枚おめくりいただきまして、1ページ、こちらから各課の事務事業概要に入るところまでにつきましては、私から御説明をさせていただきます。

初めに、1ページ、品川区教育委員会の教育目標及び基本方針でございます。教育目標につきましては、変更はございません。今までどおりの5項目ということで記述をさせていただいております。なお、枠外に長期基本計画の策定に伴い、令和3年4月1日文言修正と記載がございますが、これにつきましては次ページ以降の基本方針の中につきましては、長期基本計画の文言を踏まえた修正を加えておりますので、そちらの御案内をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、基本方針を御覧ください。先ほどの教育目標を踏まえ、達成するためにより具体的な方針として5項目にさらに細かく具体的な方針を定めていくものでございます。こちらは、2ページ、3ページ、4ページとなりますが、最初の項目、ゴシック体で、人権教育の推進ということで、5項目を上げてございます。こちらにつきましてはこれまでどおりということで、特に変更はいたしてはございません。

2番目に、確かな学力の定着と向上というところでございます。こちらは、3ページの（4）でございます。Society 5.0時代に生きるというところの書き出しでございますが、こちらはの間昨年度の末を中心にICT環境、1人1台端末の配備を行ったことと合わせて文言を修正してございます。新たに配備したICT環境を活用しということ

で、1行目に書いておりますが、こちらの一部文章を修正させていただいているところでございます。

合わせまして、2つおまして（6）保・幼、それから小・義務教育学校前期課程ということで、義務教育学校の前期課程という文言も入れまして、保・幼・小・義務教の連携交流を行い、就学前の教育と義務教育との滑らかな接続を図る、こちらについて修正を加えさせていただいているものでございます。

続きまして3番、体力・運動能力の向上と国際理解教育の推進。こちらは、昨年度と変更はございません。

4番、家庭・学校・地域の連携強化についてでございますが、こちら変更はなく、4項目ということで上げさせていただいております。

5番目、最後ですけれども、伝統・文化の継承と読書環境の充実につきましては、（3）、（4）につきまして一定の修正を加えております。（3）ですが、子ども読書活動推進計画に関しましては、計画策定期間、2年度から6年度までの期間ということを示したのと、文末に、学校・家庭・地域社会と連携して乳幼児期から大学生世代までの読書活動のみならず、紙媒体のみならず、日々進歩していくICT環境の中における学びを支援するというので、情報環境を生かしたという文言も入れさせていただいております。

続きまして、（4）ですけれども、学校図書館の運営支援ということでございますが、2行目のところに学校図書館の運営を支援するというので記載をいたしました。昨年の方は、読書活動と記載をしておりましたが、さらに広げて学校図書館運営を広く支援するというので文言を改めさせていただいたものでございます。教育方針については以上でございます。

続きまして、5ページ目、教育委員会の項でございます。教育委員会の概要及び委員につきましては、特段の変更はございません。ひし形の3番目、教育委員会の開催、令和2年の状況につきましては、昨年におきましては定例会13回、そのほか臨時会の開催をしたものでございまして、開催の回数を記載させていただいております。

その後、一番下のところですが、項目を追加させていただきまして、新型コロナウイルス感染症の対応でございます。この間1年あまりにおきまして、教育委員会では児童・生徒の安全を確保し、学校の教育活動を継続させるべく、区立学校版感染症予防ガイドラインを作成しまして、必要に応じ随時改訂し、感染症対策を行っているところでございます。区立図書館におきましても必要な対策を講じ、安全に利用できるような努めているということで、文言の記述をさせていただいております。

なお、括弧書きにあります区立学校版感染症予防ガイドラインにつきましては、この後報告事項でまた改めて説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、6ページ目、教育委員会事務局の組織でございますが、昨年度と同様、5課1担当課長の組織で推進をしております。

7ページ目、品川教育ルネサンス。こちらは大きく2項目に項建てをしておりますが、品川区の教育改革の歩み及び品川教育ルネサンスで目指す教育ということでございますが、1番目につきましての変更はございません。2番目、品川教育ルネサンスで目指す教育ということにつきましては、3つの柱ということで枠組みの中にございますが、こちらの1

番と2番を入れ替えてございます。1番目に地域とともにある学校づくりというのをまず1番目に出しまして、学校運営に地域社会も含めてより参画者を広げていく、充実させていく、コミュニティ・スクールの今後の整備が必要であるということで、これをより強力に進めていくということで1番目に頭出しをさせていただいております。

2番目、三校種体制における学校教育の推進ということで、6年目を迎えましたがこれも確実に運営推進をしていくというものでございます。

最後に、3番目、9年間の一貫したカリキュラムということでございますが、8ページの一番下のところに詳細の記述がございますが、最後の下から3行目のところでございます。今年度から品川区立教育要領の全面实施ということで、こちらにつきましては昨年度第1学年から第6学年まで、今年度には第7学年以降の教育課程も施行ということで、全面实施ということでの記述の変更をさせていただいているものでございます。

8ページまでのところにつきましては、私からは以上でございます。続いて、各課の概要について御説明をさせていただきます。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から庶務課の事務事業概要について御説明いたします。

9ページを御覧ください。庶務課は教育委員会事務局全体の総括的な事業として、教育委員会の開催、予算・決算の総括、行政財産の管理、学校勤務職員の人事を担当するほか、PTA関連事業、学校施設の改築・維持管理・修繕、そして文化財保護などを担当しております。

係の構成としましては、庶務係、学校施設計画係、学校施設整備担当、文化財係となっております。

10ページを御覧ください。まず、庶務係ですが、教育予算、教育委員会、教育広報、統計調査など総括的な業務に加えまして、11ページにまいりまして、学校勤務職員についての人事・研修、並びに都費負担職員も含めた健康管理について行っているというものでございます。下のほう、PTA関連事業でございますが、少年少女スポーツの普及をはじめ、12ページにまいりまして、家庭教育講演会の開催、家庭教育学級等の委託、家庭教育力向上支援を行っております。

そのほか、13ページにまいりまして、83運動の推進や、児童通学安全確認、それから学校用務業務の委託等を実施しているというところでございます。

続きまして、学校施設計画係及び14ページから16ページにかけましては、後ほど学校施設担当課長より御説明いたします。16ページの文化財係でございますが、文化財保護審議会は10名の委員で構成しており、年3回程度開催しております。また、文化財の指定件数は143件で、文化財の修理保存のための補助奨励金を交付しています。

17ページにまいりまして、○印の2つ目に旧三井文庫書庫が最近では国の登録文化財になっているという状況がございます。

そのほか、文化財めぐり、魅力発見ツアーなど、普及啓発事業を実施しているところでございます。私からは以上です。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 資料の13ページをお開きください。中ほどの学校施設計画係でございます。学校施設計画係では、学校改築の計画や調整を行っております。

現在、幼稚園1園、小学校4校、中学校1校の改築工事を進めております。

鮫浜小学校では、今年の7月中旬新校舎の完了を目指しております。また、引き続き、外構工事を進め、令和4年5月に全ての工事完了を目指しております。

浜川小学校、幼稚園では、今年の8月中旬、幼稚園新園舎棟の完了を目指しております。また、令和6年3月、小学校新校舎棟の完了予定で進め、令和7年度には外構工事を含め全ての工事完了を目指しております。

第四日野小学校は、今年の3月に着手した下水管の付け替え工事を進め、9月の完了を目指しております。また、校舎改築工事は今年の7月中旬より着手し、令和5年度新校舎棟、令和7年度新体育館棟の完了予定で進めております。令和8年度には外構工事を含む全ての工事完了を目指します。

浜川中学校は、改築工事の実施設計を進め、来年度の工事着手を目指します。

城南第二小学校につきましては、今後設計委託業者を決定いたしまして、基本設計を進める予定でございます。

最後に、源氏前小学校ですが、国有地の購入などのため敷地測量を実施いたします。

続きまして、14ページをお開きください。学校施設整備担当では、学校の改築や維持管理、修繕を担当しているところでございます。今年度予定する学校施設整備については、記載のとおり工事を予定しております。主なものでは、校舎棟整備、便所改修から電話交換機取り換えまで記載の学校にて工事を予定しております。外壁屋上改修は、記載の小学校4校での工事を予定しております。

15ページに移りまして、上段より少し下がりまして、学校体育施設整備費です。校庭整備では、記載の小学校、義務教育学校2校で整備を予定しております。第一日野小学校は、2カ年での工事で今年度完了予定でございます。

屋内運動場空調設備整備では、記載の小学校、義務教育学校5校で整備を予定しております。

用地購入については、記載の3校を予定しております。

その他、16ページ上段まで記載のとおりでございます。私からは以上でございます。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 続きまして、学務課の事務事業について御説明をさせていただきます。

19ページへお進みくださいませ。

学務課の事務事業といたしましては、学校選択制をはじめとします、就学事務、それから効率的・効果的な学校運営の実現、学校備品購入など教育環境の整備、校務、教育事務の効率化や、ICT機器を活用した教育活動のための環境整備と運用管理、さらに、健康診断、学校給食等の実施、加えて宿泊行事等をはじめとした校外活動等を行ってまいります。

これらを進めるにあたりまして、下の事務分掌にございますとおり、3つの係を設置してございます。学事係、校務情報管理対策担当、保健給食係でございます。3つの係のうち、まず、20ページを御覧くださいませ。

学事係の部分でございます。最初に、学校選択制の実施でございます。具体的には、小学校の選択制におきましては隣り合った学区の学校から、中学校は区内全域から希望選択をすることはできます。

21ページを御覧くださいませ。選択の希望申請の状況でございます。今回、小学校では選択された方は全体の21.6%、中学校では23.7%という状況でございます。学校ごとの個別の選択の状況につきましては、22ページの表のとおりでございます。

続きまして、23ページを御覧ください。学級編制でございます。学級編制につきましては、今年度より基本35人学級となりましたが、3年度におきましては経過措置で小学校1年、2年が35人編制となっております。また、7年生につきましては東京都の教員加配措置もございまして、35人学級で対応してございます。

その下の表を御覧いただきますと、学級編制の状況ということで、上の段が小学校と中学校、それから令和元年度から令和3年度までの3年間を記載してございます。上の小学校の学級数を御覧いただきますと、毎年学級数のところ、大体15学級程度ずつ増えてきている状況でございます。

また、その下が中学校でございます。同じく令和元年度から令和3年度まで見ていただくと、学級数は少しずつですが増えてございます。

各学校の今年度の学級編制の状況でございますけど、57ページ、58ページに学校ごとの一覧を資料として添付させていただいております。

続きまして、24ページを御覧ください。就学援助でございます。就学援助につきましては、経済的に就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して学用品費等の援助を行っているものでございます。援助対象品目と下にございますけれども、星印がついている品目につきましては、こちらについては全ての就学援助の対象者の方に支給しております。星のついていないものに関しましては、生活保護を受給されている方は生活保護から出るという形になってございます。

受給状況でございますけれども、こちらの下表が小学校25ページの上段が中学校になります。小中合わせたものが全ての合計という形になります。右の受給率を御覧いただきますと、平成30年度から令和2年度にかけまして、全体では2割程度、少しずつ減っている状況でございます。

続きまして、その下、校務情報管理対策担当でございます。こちらの係では、お子様に対するICT関係、それから、事務等のシステムの関係、ICT全般に関して担当している係でございます。

25ページ下のほうでございます。国のGIGAスクール構想の前倒しがされたことを受けまして、昨年度1人1台の端末を配備し運用をしてございます。

26ページにお進みいただきまして、引き続きでございますけど、電子黒板ですとか、パソコン教室用のタブレットなどの運用管理も行っております。

続きまして、保健給食係でございます。26ページの中段からでございます。保健給食係では、新型コロナウイルスの感染症対策として、衛生用品の購入をはじめ、児童・生徒の感染対応を保健所などと連携して行う等、児童・生徒の健康衛生管理、学校給食といったものの運営を行っております。また、環境教育の一環といたしまして、27ページ最下段になりますけれども、牛乳パックのリサイクル回収等も行っております。

28ページ下段へお進みいただきまして、校外施設でございます。移動教室ですとか、夏季林間学園について学務課で担当してございます。ただ、昨年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の関係で、移動教室、林間学園については中止をしてござい

す。今年度は、昨年度実施できなかった7年生、8年生の移動教室を今年度実施する予定でございます。私からは以上でございます。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 続きまして、指導課に係る事務事業について御説明いたします。30ページを御覧いただきますようお願いいたします。

指導課では、教職員の人事、服務、給与等に関すること、一貫教育や品川コミュニティ・スクールなど教育施策の企画に関することを担っております。

事務事業は教職員人事係、指導主事、学校地域連携係の3つのラインで進めてまいります。

では、31ページを御覧いただければと存じます。教職員人事係でございますが、人事、服務、学校働き方改革など人事関係の業務を中心に行っております。31ページ一番下、区固有教員の採用でございますが、令和3年4月1日現在、27名の教員を任用しております。本年度の採用選考につきましては、3名程度採用する方向で実施いたします。

1枚おめくりいただきまして、32ページから33ページに人事係の事務事業が記載されておりますが、特に33ページ上段に記載しておりますとおり、学校働き方改革にも取り組んでございます。また、これまでに引き続き教員の事務作業を補助するスクールサポートスタッフの配置を行うなど、進めてまいります。

また、33ページ下段以降、指導主事及び学校地域連携係の事務事業を記載しているところでございます。

34ページを御覧いただければと存じます。上段、一貫教育の推進でございますが、特に令和3年度は英語科における6年と7年の接続期に関する指導方法などを重点として検討する委員会を運営してまいります。そのほかに、品川区の教育に関する評価、あるいはリーフレットの発行など事業を展開してまいります。また、指導助手の活用による学習指導の充実、特色ある教育活動、学力向上推進プランなど品川区独自の施策につきましても引き続き実施してまいります。

続いて35ページ中段でございます。学校地域連携推進でございます。品川コミュニティ・スクールの取組につきましても、地域と学校の共同体制を強め、地域で育てる9年間の義務教育を一層推進してまいります。

35ページ下段から、品川英語力向上推進プランにつきましては、1年生から6年生には引き続きALTやJTEを活用した区独自のカリキュラムを推進してまいります。

36ページにまいりまして、7年生から9年生を対象とした英語力向上推進事業といたしましては、引き続きALTの派遣、グローバル人材育成塾の開催、品川オンラインレッスンなどを実施してまいります。

37ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業では、今年度もオリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境の4つのテーマに係るさまざまな教育活動を実施してまいります。

中段、東京都委託事業のところに示しておりますが、本年度アワード校が6校・2園、文化プログラム実施校が2校、都から指定されておまして、引き続きオリンピック・パラリンピック教育の核として、各校への普及啓発を図ってまいるところでございます。指導課からは以上でございます。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 私からは、センターの内容につきまして38ページから46ページにポイントを絞って御説明いたします。

はじめに、38ページにございます教育総合支援センターの主な機能は①から⑤のとおりでございます。①各学校の教育課程並びに学習生活指導への指導・助言。②いじめや不登校対策等の早期対応・解決。③特別支援教育の充実。④教育相談室での電話や来室をとおしての個別の相談業務。⑤教職員研修の実施、学習指導案等の資料や情報の蓄積と提供でございます。

これらの機能を推進するために、指導主事・教育事務係・相談支援担当・特別支援係・スクールソーシャルワーカー・教育心理相談員など、教育、心理、福祉等の専門家がチームとして連携を図りながら、課題解決に向けて取り組んでおります。

38ページ下の段から39ページにかけては、各係の業務でございます。39から40ページにつきましては教育事務係の内容でございます。教育総合支援センターの運営、市民科、各教科の学校における教育活動への支援を行っております。

続いて40ページ下の段からは、相談支援担当でございます。41ページの中段、いじめ対策を行っています。品川区いじめ対策委員会、品川区いじめ根絶協議会を開催いたしております。

また、HEARTSという品川学校支援チームを組んで、いじめ問題をはじめ不登校等の早期発見を図っております。メンバーの表記はありませんが、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、警察OB、指導主事でございます。

HEARTS専用電話、目安箱の設置、配付したタブレット等によりアクセスできる「アイシグナル」を通じて児童・生徒の相談に迅速に応じ、早期発見、早期解決につながるようにしています。

次に、不登校等の対応でございます。42ページ上段、適応指導教室がございます。マイスクール八潮、マイスクール五反田、マイスクール浜川の3つの施設がございます。不登校またはその傾向にあるお子さんに対して、自発的な学習やその他の活動の場を提供しております。今年度は五反田にて5、6年生の受け入れ枠を拡大したところでございます。

42ページ中段からは主に指導主事の業務でございます。体力向上、部活動指導員の配置、市民科、人権同和教育、教員研修を推進しております。

44ページ中段からは特別支援教育係です。就学相談、転学相談、介助員、学習支援員の配置、定期的に巡回する相談員等により特別な配慮を要するお子さんを支援しております。なお、45ページの中段にありますとおり、今年度から医療的ケアが必要な児童・生徒の入学については、主に就学相談を通じて必要な看護師配置を実施しています。

最後に、46ページ中段でございます。清水台小学校「さいかち学級」の運営についてです。長期・短期の入院加療を要する児童の学習の場を保障するために、昭和大学病院の一室をお借りして担当教員が指導に当たっております。また、今年度は児童1人1人にタブレットが配付されたことにより、授業の様子を配信したり、クラスの友達と交流ができたりとICTによる新たな活動の報告もありました。私からは以上でございます。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 それでは、私からは品川区立図書館の事務事業について御紹介いた

します。47ページを御覧ください。

品川区では11の図書館と大崎西口図書取次施設1館、サービスコーナー3カ所にて図書事業を行っております。図書館11館のうち、中央館の品川図書館を除く10館につきましては、指定管理者制度を導入しております。

事務分掌でございますが、品川図書館の運営に当たっては、3係にて運営しております。他課との連携につきましては、47ページ、48ページに記載のとおりでございます。

子ども読書活動の推進として、児童センター、学校、保育園、保健センターと連携、また、近年は高齢者福祉課と連携いたしまして、認知症カフェを実施しております。本年度は品川図書館でも実施するよう準備を進めているところです。

事務事業の全館共通のサービスでございます。開館時間の変更はございませんが、49ページとなります。休館日につきましては、今年度より図書館利用者の利便性の向上を図るため、これまでの第2木曜日における一斉の休館日を、第2木曜日と第4月曜日に分散したところです。

書籍除菌機につきましては、50ページに記載がございます。今年度で全館設置完了予定でございます。

事業・行事につきましては記載のとおりです。

51ページになりますが、図書館の広報誌として「L i L i L i」を年2回発行し、若年世代へのPRをしております。

おめくりいただきまして、52ページ。新規事業としては、コロナ禍における新しい生活様式の中で、本、音楽の楽しみを提供できる環境整備を進めるため、6月下旬よりスマートフォンやパソコンで利用のできる電子図書館と音楽データベースを導入いたします。

荏原第一地域センターの移転に伴いまして、武蔵小山サービスコーナーの行政サービスが閉鎖されることにより、武蔵小山サービスコーナーで実施していた図書取次業務につきましては、荏原第一地域センター跡地に移転し、(仮称)武蔵小山図書取次施設として業務を継続いたします。私からは以上です。

【教育長】 説明が終わりました。内容が非常に多いわけではありますが、これにつきましてぜひ聞いておきたいというところ、委員の方々から質疑があればお願いしたいと思います。

富尾委員。

【富尾委員】 教育総合支援センターの、41ページのところで、こころのフリーダイヤルという事業がありますけれども、平成30年度、令和元年度、令和2年度と昨年度はとても減っているように思うんですけども、これはどんな事業なんでしょうか。

【教育長】 まず、事業の中身と、それから減っている状況についてどう捉えているかを合わせてということよろしいでしょうか。

【富尾委員】 よろしく申し上げます。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 まず、件数が少ないのは、先ほど少しお伝えしたのですが、アイシグナルとともに周知はしているんですけどニーズが少なく、だんだん減ってきている。ただ、それを取ってしまうと相談することができなくなってしまう、機会を失うということ、まだ残っているということです。

ただ、先ほどのアイシグナルを1人1人のタブレットに張りつけるのももう少しで実現しますので、そこからすぐにアクセスして、うちの職員と学校に連絡が行くようなシステムになりますので、フリーダイヤルはアイシグナルとともに活用するという内容になってございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。

【富尾委員】 アイシグナルを、今後は中心にさせていき、電話での相談も引き続き行っていくことなんですね。分かりました。

【教育長】 よろしいでしょうか、今ので。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 そのとおりでございます。電話もそのまま残しますし、繰り返しますがタブレットも活用していくということでございます。以上です。

【教育長】 ダイヤルという言葉も、なかなか今は使われなくなっている状況があると思いますが、とにかく、ネットを幾層にもかけておくことが必要だろうという判断で継続していくということでした。

ほかにいかがでしょうか。

特にございませんか。

どうぞ、海沼委員。

【海沼委員】 27ページに牛乳パックの回収委託と書いてありますけれども、前は、牛乳を運んできた業者の方が回収してくださっていたという話でしたよね。今は区で回収しているということですか。

【教育長】 では、これの事業の概要説明をもう1度お願いできればと思います。

学務課長。

【学務課長】 今、委員がおっしゃられましたように、以前は納入業者が牛乳パックの回収をしてございました。ただ、昨年度から業者で回収を行わないということがございまして、事業を開始してございます。令和2年6月から給食再開してございますけど、そのときからリサイクル事業者に委託をするという形で回収をしてございます。

パックにつきましては、各学校の児童・生徒で開いていただいて、乾かして回収業者に出すという形でやってございます。現在、令和3年度におきましてはまだその体制がとれていない学校が7校ほどございますけど、今年度中に全校で実施する予定になってございます。以上でございます。

【教育長】 海沼委員、いかがですか。

【海沼委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 私が学校をいくつか見ている中では、開いてから乾かすのではなくて、乾かしてから開いていた学校もありました。トレイのところに箱ごとひっくり返して全部置いていて、乾いてから開いて再利用しているという状況もあるようです。その辺は学務課でもまた確認していただければと思います。

【学務課長】 失礼いたしました。

【教育長】 それでは、教育長職務代理者どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 しつこくてごめんなさい。16ページ、17ページ、文化財係のことをお聞きしたいんですけど、あまり勉強していないので的外れかもしれません

が、文化財ですから歴史的価値のあるものですよね。それについて、ここに書いてあるとおり保存する、著名な方に来ていただいて審査していただく、いろんなことがあると思うんですが、一番最近、令和2年ですね、三井文庫。それがなりました。

三井文庫は分かりませんが、品川区のあの場所に移転されたのは多分大正7年ぐらいじゃないかな。大正7年の建物が貴重なものだから、それは文化財になる、そのとおりだと思う。

そうすると、城南小学校ございますね。城南小学校の建て替えのとき、敷地の下を調べていろんなものが出てきた。それも大事だけど、城南小学校に残っている、僕が見たことのある卒業生台帳というのがあるんです。これは明治です。明治20年ごろ。

それから、品川小学校には卒業生台帳がある。その書類は期日がはっきりしませんが、明治20年より前なの。そういうものがあつたときに、大正時代の建物は文化財になって、教育として大事なものを、学校に残ったものを文化財としないという仕切りって、あるかないかというよりは検討されていないんじゃないかなという気がするんですね。

私が思うに、文化財の中でも教育委員会として頑張ってやらなきゃいけないのは、教育文化財だと僕は思います。一生懸命、今いろんなことをやっていますよね。だけど、昔のものを大事にしてきちんと残しておく。そういう精神って大事じゃないかなと思うんですね。

建物は、結構よく残ります。けども、教育として残っているのは、誰々さんが卒業した、卒業証書の台帳なんて、一番、僕は最たるものだと思うんですよ。誰々さんのひいひいおばあさんがここにいたとか、いろんなことがあると思う。出せるものと出せないものがあるんだけど、これこそ貴重な文化財だと個人的に思っている。

だから、品川区の文化財保護条例の中にあるかないか分かりません。けども、気持ちとしては、教育委員会としてそういうものをぜひ残される方向でいかれたほうがいいんじゃないかな。自分がいた学校のいろんなものは持っていますけど、それでもやっぱり薄れていきますし、これだけの文化ってないと思うんですよ。明治5年に発布された学校制度というのは、いろいろあるかもしれないけど、日本が誇るものですね。

その延々と続いたものが今私たちの教育委員会で、現場の学校ですからね。ぜひそれを検討していただければありがたい。前にも、ちょっとこのこととお話したとき、多分前向きに検討しますという、庶務課長さんあたりから出たと思うんですね。一応確認だけしておきたいと思います。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 貴重な御意見ありがとうございます。昨年も学校の貴重な資料があるはずだから、そういったものがあればちゃんと保存していったほうがいいのではないかとこの御意見をいただいたと思いますので、今も学校の改築をすると校歴室をつくったりとか、昔の写真を保管したり、そういったことをしていますので、貴重なものがあるというところがあれば、周年行事のときがいいきっかけにはなるんじゃないかとは思いますが、普段からやるのはなかなか難しいですけど、機会をつかんでそういった資料をあるのかないのかということは調べながら、あれば保存していくということは検討していきたいと考えております。

【教育長】 よろしいですか。周年行事のときというのは大きなチャンスではあります

けどね。文化財としてどういう、どこまでも、どれだけというのは難しいところかもしれません。三井文庫のような大きな財産、日本橋から今のところに移転したのが1918年といいますから、職務代理者がおっしゃるように大正時代の大変すばらしいコンクリートの建物だと思います。

学校の財産は、どちらかというと紙ベースで、教育文化財と言っていいのかどうか、そのものよりも書かれている中身が大きな歴史の1ページとなっているところが多いと思います。また、もし何かしらそういう強烈な文化財的な要素があるものが出てきたときにはそれは個別に考えると致しまして、学校の歴史を、今は「品川の教育」という冊子でとりあえずはまとめてありますけれども、文化財的な、そういった視点から切り込んでいくというのもひとつおもしろいのかもしれません。

貴重な御意見ということで、再度庶務課で伺ったということをしかり明記しておいていただければと思います。

そのほか、いかがでしょう。

塚田委員、どうぞ。

【塚田委員】 ちょっと確認しておきたいんですけど、オリンピックが100日を切ったというところで、品川区の学校としてはオリンピックを見学させるとかいろいろ予定していたと思うんですけど、今どんな状況なんでしょうか。

【教育長】 それは、実際のフェーズでいきますと、指導課のオリンピック・パラリンピック教育というところに該当する、37ページに該当するという判断でよろしいでしょうね。実際にはオリンピック開会式まで59日というカウントのようでございますが、では、指導課長。

【指導課長】 37ページの下から2つ目の項目に競技観戦補助事業という項目がございますけれども、現状の都の学校連携観戦、応援観戦という事業がございます、チケットの配当があるというところで、現状品川区では5歳児から9年生まで全員がオリンピック・パラリンピックの競技を見るというところで計画を進めているところでございます。

現状は、会場下見が実地とオンラインを合わせて東京都から指定の日がありまして、それが随時進んでいるというところなんです。引率をするための実地踏査につきましては、そういったことで今粛々に行われているというところでございます。

現状については、観戦する競技についてもまだ暫定ということではございますが、学校には示されている状況で、その競技を観戦に行くということで準備を進めているという状況でございます。

今後は、組織委員会のほうで、6月で観客数等が決まり次第決定ということです。ただ、日程等も含めてほぼ暫定の日程どおりで進めると都教育委員会からは報告を受けておるところでございますので、現状はオリンピック・パラリンピック競技大会の開催に合わせ準備を進めているという状況でございます。

【塚田委員】 分かりました。

【教育長】 いかがですか。

【塚田委員】 実施するという前提なんですね。分かりました。

【教育長】 オリンピック・パラリンピックの開催に向けてはネットを含めまして様々な意見が交換されていると聞いておりますけれども、今指導課長から話がありました、競

技の参観という部分は、基本的には昨年度見る予定だった競技、それをそのままスライドする形で今年度も準備を進めているという状況です。

ただし、無観客ということであれば、これは行くわけにはまいりませんし、また、行くという形で決めても、保護者の方から、いや、ちょっと心配だから見合わせたいという意見が出てくる可能性もあるかなとは思っておりますけど。

オリンピック・パラリンピック教育というのは、観戦だけが教育ではなく、これまでの取り組みですとか、この後、レガシーとして子どもたちが心に刻み、また残していくものも当然あるわけですが、やはり観戦というのは非常に大きな要素を持っていると思います。

もちろん始まる前の聖火リレーも、品川としてもセレモニーも含めて今のところでは進めていく予定になっていると聞いております。状況を見ながらなろうかと思えます。

よろしいですか。

それでは、最後に私から、5ページですけれども、教育委員会の昨年度の開催が、定例が13回、臨時会が21回、合わせて34回ということで、その前年の26回、その前年の20回と比較しますと、かなりの増になっていて、もちろん必要があるからやっているわけですけれども、委員の皆様も大変足しげくこちらに通っていただいたかなと思うんですが、実際に増えてきているという状況は、特定の原因がありますでしょうか。

定例でいきますと、22回か、20回とかそんなところかなと思うんですが、この辺について何か事務局で情報はありますか。

庶務課長。

【庶務課長】 月別の開催で見ますと、1～6月、それから7月にも臨時会が開かれているということでございましたけれども、コロナの関係がございまして、学校をどうやって休業するだとか、校庭開放の取り扱いをこうするだとか、そういったところでなかなか時間がなくて、持ち回り決裁も頻繁に行っていたということもございまして、昨年度は特に臨時会が多かったということで、集まる回数と持ち回りの部分でプラスの要素があったというのが実績じゃないかと考えております。

【教育長】 コロナ関連の臨時会があった。そのほかにはありますか。

【庶務課長】 もう1点は、昨年は6月あたりに教科書採択が毎週のように、定例の2回にプラスして教科書採択を毎週6月、7月の頭にかけて開催したということもありました。

【教育長】 そうですね。本年度、教科書採択事務は、あることはあるんですけども、昨年度までのように4年に一遍という形での採択がないので、回数的にはまた落ち着いていくのかなと思います。了解いたしました。

それでは、令和3年度教育委員会事務事業概要につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次です。日程第3、報告事項。区立学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）について、事務局からの説明をお願いいたします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 冊子になっております、区立学校版感染症予防ガイドラ

イン（新型コロナウイルス感染症）令和３年５月６日改訂、バージョン１１を御覧いただければと思います。

本ガイドラインは、国の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、また東京都の学校運営に関するガイドライン等に基づいて作成しております。

５月６日現在、バージョン１１でございますが、これまで随時更新してまいりました。同時に、まん延防止措置、緊急事態宣言発出時はガイドライン、こちらは２６、２７ページにも記載はございますが、ガイドラインを踏まえつつ、別途通知文でも周知している場合もございました。

昨年度からこのガイドラインに沿って学校は教育活動を進めております。本日は最新版でポイントを絞って御説明させていただきます。１ページを御覧ください。一番下になりますけれども、四角囲みにございますとおり、感染症基本行動３箇条にありますとおり、３つの密の回避、手洗い、せきエチケットの徹底を中心にして、学校で指導をしています。

３ページ中段、手洗いの励行につきましては、米印のところですが、蛇口を使い終わったら蛇口の表面を水で洗い流してから次の人にゆずるという指導を発出しています。本件は、保健所からも推奨されてございます。

５ページ、四角囲みの中段でございます。マスクの着用については、換気や互いの距離を保つなどの感染予防策を行ったうえで外してもよいこと、体育の授業においては着用の必要がないことを示してございます。こちらにつきましては、１６ページの（２）にも記載がございます。

続きまして、８ページから１２ページにつきましては、都立学校版の資料を挿入させていただいております。前回８月だったかと思いますが、バージョン５を御説明いたしましたが、その際にはここまで詳しいものは載っていないと思います。

１６ページ（３）です。子どもたち１人１人にタブレットが配付されるということもありまして、オンライン教育の活用をそこに挿入してございます。

１８ページ、ケ、部活動におきましては緊急事態宣言下では中止にはしておりませんが、個人練習ということにとどめております。

続きまして、２４ページ、２５ページの行事についてでございます。基本的には工夫して実施する方向でございますが、残念ながら音楽鑑賞教室につきましては、延期しても、会場はきゅりあんでしたが、どちらにしても工事で使用できないということ、また、ほかに大きな会場が探せずに中止に至っております。

運動会等は、既に各学校、学年を区別したり、種目を絞ったり、時間や会場、人の動線、保護者等の制限等をして、動画配信などをしたりして、さまざま工夫をして実施している学校もございます。

最後に、修学旅行についてでございます。別途学校には宿泊行事については通知をしておりまして、その中でできる限り実施の方向で検討すること、緊急事態宣言下では延期すること。まん延防止措置等の場合は延期を検討するというところで、できるだけ実施の方向であります。

現在、８校が春に、この５月６月に行く予定でございましたが、１校は宣言下ですので延期。６月２３日に行く予定の学校がございまして、そちらは緊急事態宣言が解かれれば実施したいということを聞いております。私からは以上です。

【教育長】 施設開放についての追加説明はなくていいですか。

庶務課長。

【庶務課長】 施設開放の現状ですけれども、今、緊急事態宣言ということで、5月11日まで、ゴールデンウィーク中は特に集中して人の流れを抑えようということで全部止めておりましたけれども、5月12日から延長、5月末までの延長期間に関しては子どもたちの居場所ということで土日に限り子どもたちの開放を再開している。大人のほうについては緊急事態宣言中でございますので、引き続き中止ということです。まん延措置になれば、また若干それを緩和していこうという考えで今進めているということでございます。

【教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

富尾委員。

【富尾委員】 以前伺ったかもしれないですけれども、歯磨き指導については今どのようなになっているのでしょうか。

【教育長】 もし、記載ページがあればそれも合わせてお答えください。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 特段記載はないのですが、さまざまな学校の流しの状況もあって、距離が取れていれば実施しているところもございますし、とてもうがいのでしょきが防げないということで一旦中断している学校もございます。以上です。

【教育長】 富尾委員としては。

【富尾委員】 大江戸線の運転士さんのクラスターのときには、歯磨きが原因だったんじゃないかということを報道されたのを聞いたので、どうなっているのかなと思ってお聞きしたんですが、個々の学校での状況が違うということであれば、統一することは難しいでしょうけれども、感染対策を取りながら安全性を確認の上実施されたいのかなと思います。

【教育長】 子どもの数の大きい少ないというのものもあるのではないかなと思います。

まだありますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それにかかわってですが、先ほどの3ページの中段にありました、米印のところは、そのニュースを受けて入れています。もしかしたら流しのところでしづきが蛇口のハンドルについてしまうと、心配ではないかということで、通知文を出しています。これは一行なんですけれども、蛇口のハンドルに水をかけて次にゆずるという指示をしたところです。歯磨きについても同様な対応はしていると考えております。以上です。

【教育長】 小学生の低学年あたりはなかなかハードな歯磨きをする子も多くおりますのでね。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今日はバージョン1.1ということで区立学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件は了承いたします。

次は、日程第4、その他。令和3年7月の行事予定について説明をお願いいたします。
庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料5を御覧ください。7月の行事予定でございます。7月につきましては、7月13日火曜日、それから7月27日火曜日、第2、第4、いずれも2時から定例会として開催したいと考えております。よろしくお願いいたします。説明は以上です。

【教育長】 定例会ということでの日程が示されておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、本件も了承いたします。

そのほか、事務局から何かありますか。

【事務局】 特にございません。

【教育長】 では、先ほど決定いたしましたとおり、これからは非公開の会議を開きたいと思いますので、傍聴の方は御退室願います。

— 了 —